資料５

会長専決事項の処理について

中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第５及び第６の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第７の規定に基づき報告する。

令和８年11月27日

中央防災会議　会長　高市　早苗

記

件　名	年 月 日	事　　項
令和8年度「防災週間」及び「火山防災の日」について	R8.7.31	中央防災会議会長通知「令和8年度「防災週間」及び「火山防災の日」について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小　計	1件
令和8年度「津波防災の日」について	R8.10.9	中央防災会議会長通知「令和8年度「津波防災の日」について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小　計	1件
降積雪期における防災態勢の強化等について	R8.11.27	中央防災会議会長通知「降積雪期における防災態勢の強化等について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小　計	1件
活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の変更について	R8.10.13	活動火山対策特別措置法第2条第5項において準用する同条第3項の規定に基づく活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の変更に係る内閣総理大臣からの諮問に対する答申
	小　計	1件
激甚災害の指定	R8.7.7	令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R8.8.4	令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R8.8.18	令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R8.9.1	令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R8.11.19	令和八年五月二十三日から九月三十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	小　計	5件
合計		9件